

令和6（2024）年度 新規学校卒業者の 求人取扱いのしおり

| | | |
|-----------|----------------------------------|-----------|
| ◎中学校卒業者 | 求人受理 | 6月 1日から |
| | 推薦選考開始 | 1月 1日以降 |
| ◎高等学校卒業者 | 求人受理（確認） | 6月 1日から |
| | 求人公開及び学校への送付 | 7月 1日以降 |
| | 学校からの推薦開始 | 9月 5日から |
| | 選考開始 | 9月16日以降 |
| ◎大学・短大・高専 | 求人票等の提出 | 2月 1日から |
| | 企業広報活動 | 3月 1日以降 |
| | 求人公開 | 4月 1日以降 |
| | 企業選考活動 | 6月 1日以降 |
| | （採用内定開始 | 10月 1日から） |
| ◎専修学校卒業者 | 専門課程は大学等卒業者に準じ、高等課程は高等学校卒業者に準ずる。 | |

はじめに

日頃より職業安定行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新規学校卒業者等の採用は、求人者にとって極めて重要なことであると同時に初めて職業人となる本人や家族にとって最も重要な事柄です。

また、社会の活力の維持・向上を図るためにも、新規学校卒業者をはじめ若年者が仕事を得て十分にその能力や個性を発揮し、将来の産業や社会の担い手として活躍することが求められます。

求人者のみなさまにおかれましては、新規学校卒業者が明るい希望を持って、よき職業人として出発できるよう適正な採用計画を樹立して頂き、応募の機会均等を確保していただくとともに、国籍、性別、障害の有無、定時・通信制課程の生徒であるといったことを理由に就職の機会が失われることのないよう、本人の適性と能力に基づいた公正で公平な選考を実施されるよう格別のご配慮をお願いいたします。

令和6年4月

三重労働局職業安定部長
石川 裕樹

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| I | 採用計画の樹立について | 1 |
| 1 | 求人の申込みについて | 1 |
| 2 | 採用内定の取消し、入職時期の繰り下げについて | 1 |
| 3 | 新規学卒求人の労働条件の変更について | 3 |
| | 新規学校卒業者の採用に関する指針 | 4 |
| II | 公正な採用選考の実施について | 5 |
| 1 | 公正な採用選考の基本的な考え方 | 5 |
| 2 | 採用選考時に配慮すべき事項 | 6 |
| 3 | 公正採用選考人権啓発推進員制度 | 7 |
| | 令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ | 8 |
| III | 学卒求人の申込みから採用選考まで | 11 |
| IV | 中学校卒業予定者の求人の取扱い | 12 |
| 1 | 中学校卒業予定者に対する求人活動のルール | 12 |
| 2 | 中学校卒業予定者の求人の流れ | 13 |
| | 中卒用求人票の記入例 | 14 |
| | 青少年雇用情報シート記入例 | 16 |
| | 応募書類 中学校用統一応募書類 | 17 |
| V | 高等学校卒業予定者の求人の取扱い | 18 |
| 1 | 高等学校卒業予定者に対する求人活動のルール | 18 |
| 2 | 高等学校卒業予定者の求人の流れ | 19 |
| 3 | 高卒就職情報 WEB 提供サービスについて | 20 |
| 4 | 推薦制度について | 21 |
| | 求人申込書（高卒）の記入例 | 22 |
| | 推薦依頼高校一覧 | 30 |
| | 受動喫煙対策について | 31 |
| | 「応募前職場見学」の受け入れについて | 32 |
| | 全国高等学校統一応募用紙 | 36 |
| | 採用内定通知書・就職承諾書作成例 | 38 |
| | 高校求人充足（採用）済報告書 | 39 |
| | 新規学校卒業者採用（内定）状況 | 40 |
| VI | 大学等卒業予定者の求人の取扱い | 41 |
| | 令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について （申合せ） | 43 |
| | 令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について （企業等への要請） | 48 |

| | | |
|------|--------------------------------------|----|
| | 求人申込書（大卒等）の記入例 | 52 |
| VII | 求人者の方へのお願い | 62 |
| VIII | 参考資料（リーフレット） | 65 |
| | ハローワークは貴社の人材確保を全力でサポートします | 65 |
| | 求人申込みには、求人者マイページの活用をご検討ください！ | 67 |
| | 「求人者マイページ」のご案内 | 68 |
| | 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください | 70 |
| | 改正職業安定法（求人不受理）について | 72 |
| | 若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を応援します！ | 74 |
| | 若者の募集・採用等に関する指針 | 76 |
| | ハローワークの新規学校卒業者等に関する職業紹介サービスのご利用に当たって | 78 |
| | 新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください | 80 |
| | 人権に配慮した公正な採用選考ができているか、チェックしてみましょう | 82 |